

◎新潟県告示第733号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成30年6月29日

新潟県知事 花 角 英 世

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止したサービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人 新発田市社会福祉協議会	新発田市本町4丁目16番83号	新発田東デイサービスセンター	新発田市五十公野4971番地3	通所介護	H30.6.30
社会福祉法人 新発田市社会福祉協議会	新発田市本町4丁目16番83号	新発田東デイサービスセンター	新発田市五十公野4971番地3	介護予防通所介護	H30.6.30
株式会社 メディック太陽	長岡市千歳3丁目2番35号	メッツ長町薬局	長岡市長町1-1665	居宅療養管理指導	H30.3.31
株式会社 メディック太陽	長岡市千歳3丁目2番35号	メッツ長町薬局	長岡市長町1-1665	介護予防居宅療養管理指導	H30.3.31